別記様式（第７条関係）

丹波篠山市野良猫等捕獲器貸出申請書

年　　月　　日

丹波篠山市長　　　　様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

野良猫等の不妊・去勢手術等を行うために、以下について同意・確認し猫捕獲器の貸し出しを申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **【使用目的】** | 不妊・去勢手術（予定頭数：オス： 頭 、 メス： 頭） | |
| **【使用台数】** | 台 | |
| **【借用期間】** | 年　　　月　　　日　から　　　　年　　　月　　　日  ※借用期間は７日以内です。 | |
| **同 意 ・ 確 認 事 項** | | **同意・**  **確認欄** |
| １．猫捕獲器は野良猫等の不妊・去勢手術をする以外で使用しません。 | | □ |
| ２．猫捕獲器の設置は、土地所有者等の承諾を得ます。 | | □ |
| ３．猫捕獲器を使用する際は、猫捕獲器が見える場所から監視し、猫を保護した後は速やかに回収します。 | | □ |
| ４．猫捕獲器の使用後は洗浄・消毒し、速やかに返却します。 | | □ |
| ５．猫捕獲器を貸与、譲渡、売却その他第三者へ引き渡しません。 | | □ |
| ６．猫捕獲器に起因するトラブル、怪我及び事故、損害責任等は全て申請者が責任を持ちます。 | | □ |
| ７．猫捕獲器の紛失、形状変更、破損及び汚損等があったときは、速やかに丹波篠山市に報告しその指示により申請者の責任において修理・弁償等をします。 | | □ |
| ８．返却期日を守ります。 | | □ |
| ９．猫を虐待したり捨てたりする（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。  ・みだりに殺したり傷つけたりした者→５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金  ・猫を遺棄した者→１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金 | | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| 【市記入欄】 | 本人確認：免許証・保険証・その他（　　　　　　　　　　　　　）  貸出審査：　可 ・ 不可  貸 出 日：　　　年　　　月　　　日　　貸出台数：　　　　　　　台  返 却 日：　　　年　　　月　　　日  結 果：不妊・去勢手術（頭数 オス：　　頭、 メス：　　頭） |